

平成27年10月22日

日本生命保険相互会社

「コーポレートガバナンス基本方針」の制定等について

日本生命保険相互会社（社長：筒井義信、以下「当社」）は、コーポレートガバナンス体制の発展に向けた取組みの一環として、平成27年10月21日付で、「コーポレートガバナンス基本方針」および「社外役員の独立性判断基準」を制定するとともに、「コーポレートガバナンスに関する報告書」を作成いたしました。

<コーポレートガバナンス基本方針>

「コーポレートガバナンス基本方針」（以下「当基本方針」）は、当社におけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および体制を定めるものです。

当社は、これまで、経営の適正性の確保および透明性の向上に資するコーポレートガバナンス体制の構築に努めてまいりました。今後も、当基本方針にもとづき、コーポレートガバナンス体制の継続的な発展に取り組んでまいります。

URL：<http://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/governance/pdf/kihonhoushin.pdf>

<社外役員の独立性判断基準>

当社は、当基本方針において、取締役および監査役のうちそれぞれ2名以上を「独立役員」である社外役員とすることを定めており、「社外役員の独立性判断基準」（以下「当基準」）は、その独立性を判断するための基準を定めるものです。

当社は、経営に対する客観的な視点からの牽制および助言を確保するためには、高い独立性を有する社外役員を選任することが有効であり、当基準によって、当社社外役員の独立性を客観的に示すことができると考えています。

なお、現任の社外取締役3名および社外監査役3名につきましては、当基準にもとづき、いずれも「独立役員」としています。

URL：http://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/governance/pdf/dokuritsusei_handan.pdf

<コーポレートガバナンスに関する報告書>

「コーポレートガバナンスに関する報告書」（以下「当報告書」）は、当基本方針の定めにもとづき、当社のコーポレートガバナンスの状況を明らかにするものです。

当社は、コーポレートガバナンス体制の構築およびその継続的な発展に努めるうえで、相互会社の特性等を考慮しつつ「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を尊重することが有効であると考えています。したがって、当該コードの各原則について、相互会社に該当しないと考えられるものを除く全てを実施し、当報告書において、その実施状況等を開示いたします。

URL：<http://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/governance/pdf/houkokusho.pdf>

(※) 当基準の制定および当報告書の作成は、上場会社の取組みに準じて行っています。

以 上

H27-1207G, 広報部